

# 税のお知らせ

## 納税通知書をお送りします

平成27年度分の固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書と納付書を5月7日(木)に発送します。コンビニエンスストアでも納付できます。年税額・納期・各期別納付額をご確認のうえ、納期内の納税をお願いします。

なお、口座振替をご利用の方には納税通知書のみをお送りします。その場合、期別(月別)納付する方はそれぞれの税目ごとに各納期の末日(月末。月末が土曜・日曜日、祝日の場合は翌月初め)に、全期(全月)前納する方は1年分を一括して年度当初の納期の末日に、それぞれ指定の口座から振替納税されます。

**市・県民税の課税(非課税)証明書について**  
平成27年度(26年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始は、次のとおりです。  
▽給与からの特別徴収(差し引き)の方:5月14日(木)  
▽普通徴収の方:6月5日(金)  
▽公的年金から特別徴収(差し

引き)の方:6月12日(金)  
\*ただし、自動交付機からの発行は、すべて6月12日(金)から可能となります。

交付の開始までは、平成26年度(25年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要なのか、提出先等をご確認ください。

取扱い課所は、市民税課、北部・南部出張所、パスポートセンターです。  
市民税課 ☎963319145

## 個人市・県民税の特別徴収額の通知書をお送りします

平成27年度の個人市・県民税を給料からの差し引きで納めていただく方の税額通知書を、5月14日(木)に勤務先へ発送する予定です。通知書は勤務先からお受け取りください。  
市民税課 ☎963319145

## 税・国保の休日納税窓口

5月3日(祝)・17日(日)・6月7日(日)、午前9時〜午後3時 陽収納課(本庁舎1階2番窓口)、国民健康保険課(第二庁舎1階2番窓口) 陽収納課 ☎963319142、国民健康保険課 ☎963319143

昨年度(平成26年度)の市税未納者に対する徴収を強化しています。早急に納付してください。

# 5月は自動車税の納期です

忘れずに6月1日(月)までに納付しましょう。コンビニエンスストアでも納付できます。

問自動車税コールセンター  
☎0501378611222

# 国保のお知らせ

問合せ先は、いずれも国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎96319146

## 国民健康保険税の仮徴収額変更通知書をお送りします

平成27年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付いただく予定だった方のうち、徴収方法が変更となった方に、仮徴収額変更通知書を5月15日(金)にお送りします。該当の方は、7月から口座振替または納付書での納付となります。

## 国保納付方法選択のダイレクトメールをお送りします

平成27年度の国民健康保険税を8月以降、新たに年金からの特別徴収で納付いただく予定の方に、納付方法選択についてのダイレクトメールを5月15日(金)にお送りします。

年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合は、5月29日(金)までに国民健康保険課または北部・南部出張所で申請してください。期日を過ぎて申請した場合は、年金からの特別徴収の場合、年金からの特別徴収の

# 介護保険料の滞納者に滞納処分を行います

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。介護保険料は介護保険を運営するための貴重な財源です。市へ納付する65歳以上の方の介護保険料については、可能な限り自主納付を基本としています。しかし、再三にわたる督促や催告にもかかわらず納付が確認できない場合は、負担の公平・公正性を確保するため、財産(預貯

停止時期が10月以降となります。現在すでに年金からの特別徴収で納付いただいている方も変更可能ですが、納付書での支払いには変更できません。

申請に必要なもの  
①国民健康保険被保険者証 ②印鑑  
③振替口座の通帳と届出印(口座振替の新規申込み時のみ)

国民健康保険加入・喪失の手続きはお済みですか  
(加入手続き) 勤務先の健康保険などを喪失した後、別の健康保険に加入していない方は、国民健康保険の加入手続きが必要です。▽持ち物:①健康保険資格喪失証明書または退職証明書・離職票など健康保険を喪失した日付が確認できる書類

②印鑑 ③本人確認できる証明書等 ④年金手帳(20歳〜60歳未満で、国民年金の手続きが必要な方のみ)  
(喪失手続き) 国民健康保険加入者が、新たに別の保険に加入した場合は、国民健康保険喪失の手続きが必要です。▽持ち物:①国民健康保険被保険者証 ②新たに加入した健康保険の被保険者証 ③印鑑

金、給与、生命保険、不動産等の差押処分を行います。平成26年度介護保険料の納期限はすべて過ぎています。未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。なお、納付相談は随時受け付けています。

問介護保険課 ☎963319168

# 住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成します

木造住宅耐震改修補助の限度額が25万円に増額  
〔対象〕 昭和56年以前に建築された次の建物。①2階以下の木造一戸建て住宅 ②3階以上で延べ面積1000平方メートル以上の分譲マンション。その他条件などあり。詳しくは建築住宅課へ。  
〔助成額〕 耐震診断:耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額(1戸につき20万円以内)  
耐震改修:耐震改修に要した費用の23%に相当する額(①は1戸につき25万円以内)  
簡易耐震改修:耐震シェルターまたは防災ベッドの設置に要した費用の23%に相当する額(1戸につき20万円以内)

# 勤労者住宅資金を「活用」ください

〔対象〕 住宅の新増改築・宅地・マンション(中古可)購入:貸付限度額は1000万円。貸付利率は変動金利2.115%、固定金利3年2.290%、5年2.490%。貸付期間は30年以内。担保は貸付対象物件を一番抵当(公的住宅融資を併用する場合)は後順位可。固定金利については労働金庫との取引状況によりさらに優遇。▽住宅の修繕および補修:貸付限度額は300万円。変動金利2.965%。貸付期間は15年以内。無担保。①市内に住所のある勤労者または市内に居住しようとする勤労者 ②同一事業所に引き続き2年以上勤務している方 ③現居住地の市(区)町村税を滞納していない方 ④原則として満20歳〜55歳の方 ⑤資金の返済能力がある方 ⑥この資金による貸付を受けていない方 ⑦5月18日(月)〜29日(金)。詳しくは左記へ。問建築住宅課 ☎6319205

# 越谷市中小企業資金融資制度

〔対象〕 中小企業資金融資制度の助成特別期間が1年間延長になりました。平成27年度助成率▽小口・中口資金:普通利率96714680

# 商店街活性化 空き店舗の改装費・家賃を補助

〔対象経費〕 ①空き店舗の外装、内装など改装に係る経費(2分の1以内、上限200万円) ②事業を営むための貸室に係る家賃(2分の1以内、上限月額5万円)  
\*予算がなくなりしだい終了  
〔対象〕 次の条件をすべて満たす方。①市内商店街の空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかの業種を営もうとする方(一部業種を除く) ②改装工事に着手してならず、今年度中に事業を開始する見込みのある方 ③店舗の賃貸借契約を締結している方など。詳しくは募集要項をご覧ください。  
〔申込み〕 5月1日(金)から申請書に必要書類を添えて、産業支援課へ(郵送不可)  
\*申請書等は産業支援課で配布するほか、市ホームページ・こしがやiiネットから印刷できます  
問産業支援課(産業雇用支援センター13階) ☎96714680

東日本大震災の義援金を受け付けています  
平成27年4月20日現在の義援金  
9501万7331円(1904件)  
問福祉推進課 ☎963193320